

指定給水装置工事事業者の指定の更新申請について

提出していただくもの

1. 申請書類一式・・・押印は不要です。
 - ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
 - ② 機械器具調書（別表）
 - ③ 誓約書（様式第2）
 - ④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
 - ⑤ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書（別紙1）及び添付資料
（別紙記入例を参考にしてください。）

※事業所の名称や所在地、代表者及び役員の氏名などに変更がある場合は、変更の届出が必要な場合がありますので、下の問い合わせ先にご連絡ください。
2. 添付書類・・・押印が必要なものもあります。

法人の場合：定款の写し（原本と相違ないことを証明する代表者印が必要です）
登記事項証明書（発行原本）
個人の場合：住民票（発行原本）
3. 給水装置工事主任技術者免状又は技術者証等の写し
4. 事業所の付近見取り図
5. （今お持ちの）指定給水装置工事事業者証の写し
6. 指定更新審査手数料（8,000円）

提出先及び問い合わせ先

佐賀市上下水道局 下水プロジェクト推進部 給排水設備課 給排水設備係
（上下水道局2階）

TEL：0952-33-1333 FAX：0952-33-1336

メールアドレス：kyuhaisui.sui@city.saga.lg.jp

※提出は窓口まで直接持参又は郵送してください。

指定証の交付

更新後の指定証は後日開催します講習会（9月下旬予定）後に交付します。日程については追って郵便にて通知します。

(表 面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

佐賀市上下水道事業管理者 (宛て)

申請日の日付を記入

住民票・登記事項証明書等の記載
どおりに記入してください。

年 月 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 佐賀水道設備**
住所 〒849-8558
佐賀市若宮三丁目6-60
TEL:0952-33-1330
代表者氏名 **水道太郎**

郵便番号、フリガナ、電話番号も記入
してください。あれば FAX 番号も。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けた
いので同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 名	フリガナ
<small>だいひょうとりしまりやく</small> 代表取締役 <small>すいどう たろう</small> 水道太郎 <small>とりしまりやく</small> 取締役 <small>すいどう じろう</small> 水道次郎 <small>かんさやく</small> 監査役 <small>すいどう さぶろう</small> 水道三郎	代表取締役から監査役まで役員全員を記入してくだ さい。役員が多くて入りきらないときは、「別紙のと おり」と記載し、名簿の添付でも構いません。 個人事業主の方は記入不要です。
事業の範囲	管工事業等
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

定款又は登記事項証明書の「目的」欄を参考に記入し
てください。
*「目的」欄に、給水装置に関する事業を行う者である
ということが、明確に確認できる項目のあることが必要
です。
例:「給排水設備工事業」、「管工事業」等

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とする。

「機械器具調書」に記入してください。

主任技術者は事業所(佐賀市の給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所)ごとに選任して下さい。
 事業所が複数ある場合は、その事業所ごとに選任して下さい。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	佐賀水道設備 佐賀営業所
上記事業所の所在地	佐賀市若宮3丁目6-60
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>選任している(する)主任技術者の氏名を記入。</p> <p>※参照</p> <p style="text-align: center;">佐賀 一郎</p> <p>※選任している主任技術者が以前と異なる場合は、以前の主任技術者の解任届と、新たに選任する主任技術者の選任届が必要となります。</p>	<p>実際に事業を行おうとする事業所の名称・所在地等を記入してください。(表面の「申請者」と同じでも記入する。)</p> <p style="text-align: center;">1 2 3 4 5 6</p>

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>上記以外にも事業を行いたい支店・営業所がある場合はこの欄に記入してください。</p>	

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型式・性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150 mm用)	1	
管の加工用の機械器具	パイプベンダー	1/2~11/4 インチ	2	
	やすり	中目	5	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
接合用の機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13~100 mm	1	
	スパナ		3	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P (手動式)	1	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・上記はあくまでも参考ですので、これ以外のものでも結構です。 ・各「種別」の欄に記入する項目は、最低1項目です。</p> </div>				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とする。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

様式第1の表面の「申請者」欄と同じものとなります。

年 月 日

申請者

氏名又は名称 **株式会社 佐賀水道設備**

住所 **〒849-8558**

佐賀市若宮3丁目6-60

代表者氏名 **水道太郎**

佐賀市上下水道事業管理者（宛て）

次のいずれにも該当しない者であることは、

- ・水道法施行規則第20条の2に規定する精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・給水装置工事に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの

様式第3 (第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

佐賀市上下水道事業管理者 (宛て)

年 月 日

様式第1の表面の「申請者」欄と同じものとなります。

届出者 株式会社 佐賀水道設備
代表者 水道太郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出をします。
解任

※選任・解任のいずれかを○で囲んでください。
ただし、更新時の届出は選任を○で囲んでください。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	佐賀水道設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
佐賀太郎 ※主任技術者が複数在籍している場合でも必ずしも全員分を届け出る必要はなく、主任技術者として、実際に給水装置工事に携わる者のみで差し支えありません。	123456	令和2年5月1日 ※選任日がわからないときは、提出する日を記入してください。

(備考) この用紙の大きさは

選任日として考えられるのは、事業者が主任技術者の資格を持つ者を雇用した日や、元から雇用している従業員が主任技術者の資格を取得した日、会社等に勤務していた主任技術者が独立して事業を開始した日などです。
どれも分からなければ、申請書の提出日でも構いません。